

大口町告示第116号

大口町実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和1年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号ロに規定する費用及び主食に要する費用の補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で用いる用語の意義は、法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の例による。

(補助対象者及び補助対象費用)

第3条 この補助金は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に在籍し、大口町に住所を有する満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して次のいずれかの基準に該当するものに対し副食代相当額を支給するものとする。

(1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が77,101円未満である者。この場合において、市町村民税所得割合算額の算定は、当該年度の市町村民税所得割課税額により算定した額とする。

(2) 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもが同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長及び2番目の年長者である者を除く。）である者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対し主食代相当額を支給するものとする。

(1) 幼稚園等に在籍し、大口町に住所を有する満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者

(2) 特定教育・保育施設である幼稚園、認定こども園又は保育所（大口町内にあ

る保育所を除く。)に在園し、大口町に住所を有する満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者

(補助金額) 特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は認定こども園

第4条 補助金の額は、次に掲げる補助金の種類ごとの金額を上限とし、幼稚園等又は特定教育・保育施設である幼稚園、認定こども園若しくは保育所(以下「施設等設置者」という。)に支払った額と比較していずれか少ない額とする。

(1) 前条第1項の副食代 1人当たり月額4,500円

(2) 前条第2項の主食代 1人当たり月額650円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付申請書(様式第1)に、関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請に当たり、補助金の請求及び受領に係る権限を施設等設置者(以下「代理請求者」という。)に委任することができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付決定通知書(様式第2)を、却下としたときは、実費徴収に係る補足給付事業費補助金却下決定通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付)

第7条 申請者は、交付決定を受けた後、申請した内容に変更が生じた場合は、実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付申請書(様式第1)により速やかに町長に申請しなければならない。

(補助金の変更交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、第6条に準じて交付の決定及び通知をするものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、町長の定める期日までに実費徴収に係る補足給付事業費補助金請求書（様式第4）を町長に提出しなければならない。

2 申請者から委任を受けた代理請求者は、町長の定める日までに実費徴収に係る補足給付事業費補助金代理請求書（様式第5）を町長に提出しなければならない。

3 対象となる子どもが退園、転出等したときは、補助対象月分について随時請求できるものとする。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の規定による請求書が提出されたときは、当該請求額の補助金を交付するものとする。

2 代理請求者は、町から補助金の交付を受けたときは、速やかに申請者に対し補助金を支給するものとする。

3 対象子どもの退園、転出等により請求があった場合には、補助該当月分について随時交付するものとする。

（支払の確認）

第11条 代理請求者が補助金の支給を行った場合は、申請者から補助金受領書（様式第6）を徴収し、町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助を受けたときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（その他必要事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（令和元年9月30日 大口町告示第116号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（大口町幼稚園就園者給食費等助成金交付要綱の廃止）

2 大口町幼稚園就園者給食費等助成金交付要綱（平成23年大口町告示第24号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 この要綱の施行の日以後に行われる旧要綱の規定に基づく手続その他の事務については、なお旧要綱の規定の例による。

様式第1（第5条、第7条関係）

年度実費徴収に係る補足給付事業費補助金（変更）交付申請書

年 月 日

大口町長 様

保護者氏名 ㊟

大口町が市町村民税の情報（同一世帯者含む）、世帯情報及び給食費の徴収状況を確認、調査することについて同意し、以下のとおり申請します。

保護者	住 所			
	連絡先			
子ども	氏 名		施設名	
	生年月日	年 月 日	学 年	歳児
年1月1日 の住所地		<input type="checkbox"/> 大口町内 <input type="checkbox"/> 大口町外（ ）		

交付申請額		円（ 年 月分～ 年 月分）						
		内訳 主食代：		円 副食代：		円		
対象月	主食代	副食代	対象月	主食代	副食代	対象月	主食代	副食代
4月	円	円	8月	円	円	12月	円	円
5月	円	円	9月	円	円	1月	円	円
6月	円	円	10月	円	円	2月	円	円
7月	円	円	11月	円	円	3月	円	円

※実費徴収額と補助限度額（主食代：650円、副食代：4,500円）のうち、少ない額を記入してください。

委任欄

受任者

施設等設置者の 名称及び代表者名	
---------------------	--

私は、上記の者を受任者と定め、受任者が実費徴収に係る補足給付事業費補助金の請求及び受領を行うことを委任します。

保護者氏名 ㊟

【利用施設証明事項】

1 在園に関する事項

園児氏名	
生年月日	年 月 日

2 給食費の徴収に関する事項

	給食費	うち主食代	うち副食代
4月	円	円	円
5月	円	円	円
6月	円	円	円
7月	円	円	円
8月	円	円	円
9月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
1月	円	円	円
2月	円	円	円
3月	円	円	円
合計	円	円	円

大口町実費徴収に係る補足給付事業費補助金の申請に当たり、上記のとおり証明
します。

大口町長 様

年 月 日

施設名

代表者名

印

様式第2（第6条、第8条関係）

年度実費徴収に係る補足給付事業費補助金（変更）交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

先に申請のありましたこのことについて、下記のとおり決定します。

記

補助金交付決定額		円
内訳	主食代	円
	副食代	円
既交付決定額		円
増（減）額		円

- 1 本経費が目的外に使用されたとき及び残額を生じたときは返納されるものとする。

様式第3（第6条、第8条関係）

年度実費徴収に係る補足給付事業費補助金（変更）却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

先に申請のありましたこのことについて、下記の理由により却下します。

記

却下理由

様式第4（第9条関係）

請 求 書

年 月 日

大口町長 様

保護者 住 所
氏 名

印

金 _____ 円

（ただし、 年度大口町実費徴収に係る補足給付事業費補助金として）

振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

※ 振込先は、補助金申請者（保護者）とする。

様式第5（第9条関係）

代理請求書

年 月 日

大口町長 様

代理請求者 住所

氏 名 ㊟

金 _____ 円

(ただし、 年度大口町実費徴収に係る補足給付事業費補助金として)

振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			
債権者コード			

※ 添付書類 補助金受給対象園児明細書

様式第6（第11条関係）

受 領 書

年 月 日

様

保護者 住所

氏名

印

園児 金 係る大口町実費徴収に係る補足給付事業費補助金について、
円受領いたしました。